

法人（事業所）理念		こども達との信頼関係を大切にしながら、明日もオハナピースに行きたいと思う施設の実現を目指す				
支援方針		将来に必要な生活能力の向上のための支援、社会との交流の促進を図る		ガイドライン p10 児童福祉法		
営業時間		平日 10:00～19:00 (サービス提供時間) 下校～18:00 学校休業日 9:00～18:00 (サービス提供時間) 10:00～16:00	送迎実施の有無	あり		
支 援 内 容						
本人支援	健康・生活	○日常生活や社会生活を営めるよう、それぞれのこどもが持つ機能をさらに発達させながら、こどもに適した身体的、精神的、社会的支援を行う。 ○こどもの食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすること等の生活に必要な基本的技能を獲得できるよう適切な支援を行う。			ガイドライン P19	
	運動・感覚	○活動に「静」と「動」を取り入れ、姿勢保持・運動感覚・基本動作の、予防・維持・強化を行う ○保有する感覚（視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚等）を遊び等を通して支援し、感覚の偏りに対しては環境の調整を行う			ガイドライン P20	
	認知・行動	○経験不足にならないよう、成功や失敗を含めた体験を通してこどもの自己選択・自己決定に繋げる ○感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行動障害の予防及び適切行動への対応の支援を行う			ガイドライン P21	
	言語・コミュニケーション	○言葉によるコミュニケーションだけでなく、表情や身振り等、様々な方法で主体的にコミュニケーションを展開できるよう支援する ○感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行動障害の予防及び適切行動への対応の支援する。 ○コミュニケーション手段を活用し、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する			ガイドライン P22	
	人間関係・社会性	○安心・信頼を基盤に情緒の安定を図り、人間関係の基礎となる力を育む ○集団に参加するための手順やルールを理解し、遊びや集団活動に参加できるよう支援する 自分のできることや苦手なことなど前向きに取り組めるように環境設定や声かけをして参加できるように支援を行う。			ガイドライン P23	
家族支援		○家族や周囲の人と安定した関係を継続するために、子育てに対する困りごとの相談援助や預かりニーズに対応する	ガイドライン P30	移行支援	○進路や移行先の選択について本人や家族へ相談援助を行う ○家族への情報提供や移行先の見学調整を行う	ガイドライン P32
地域支援・地域連携		○通所するこどもに関わる地域の関係者・関係機関と連携して支援を行う	ガイドライン P32.P40	職員の質の向上	○職員の知識・技術の向上のため、事業所内・外部の研修に参加する機会を設ける	ガイドライン P57
主な行事等		・季節の行事（初詣、お花見、ハロウィン、クリスマスパーティー等）・昼食作り・おやつ作り・外出イベント・お買い物支援				